

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、地震発生時における既存建築物の倒壊等による災害を防止するため、豊田市内に存する建築物の耐震化促進事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。ただし、第1号から第4号の規定については、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。
- (2) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう（分譲・賃貸を問わない。）。
- (3) 特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条に定める建築物
- (4) 非木造住宅 豊田市民間木造住宅耐震改修等補助事業に該当する木造住宅以外の住宅で、特殊な構造（型式住宅、組積造、補強コンクリートブロック造等）のものを除く。
- (5) 所有者等 建築物を所有（区分所有を含む。）し、又は管理している者
- (6) 旧基準 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (7) 耐震診断 建築士が、耐震改修促進法第4条の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）〈別添〉建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「告示第184号の技術上の指針」という。）第1建築物の耐震診断の指針に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (8) 耐震改修設計 建築士が告示第184号の技術上の指針第2建築物の耐震改修の指針に基づき、建築物が地震に対し安全な構造となるように設計することをいう。ただし、非木造の建築物は（平成18年国土交通省告示第184号）別表第6の構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標の（三）となるように改修するための設計をいい、木造3階建ての建築物は別表第1の構造耐震指標の（三）となるように、それ以外の構造の建築物は別表第6の構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標の（三）となるように改修するための設計をいう。
- (9) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき行う改修工事をいう。耐震改修設計を行った設計士により工事監理を行うこと（工事監理できる建築物については、建築士法第3条、第3条の2及び第3条の3の規定を準用する。）。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。

（補助対象及び補助率）

第3条 補助の対象及び補助率は別表第1に定めるもののほか、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日国住指第4984-2号）及び住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱（平成21年4月1日国住指第4984-3号）の定めるところによる。ただし、補助金の額は、1千円未満の端数を切り捨てる。

（補助の条件）

第4条 補助金を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- （1）旧基準建築物を所有し、又は管理している者
- （2）市税を滞納していない者
- （3）都市計画法及び建築基準法に違反していない建築物を所有している者
- （4）耐震診断事業においては、財団法人愛知県建築住宅センター（以下「センター」という。）の耐震診断判定を受けて耐震化を行う者。ただし、一戸建て非木造住宅の耐震診断事業は除く。耐震改修設計事業及び耐震改修工事事業においては、センターの耐震改修計画評定を受けて、又は、耐震改修促進法第8条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けて耐震化を行う者

（補助対象者の除外）

第4条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助の対象としない。

- （1）暴力団員
- （2）暴力団と認められる団体
- （3）暴力団員が役員となっている団体
- （4）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している団体

（事前相談）

第5条 所有者等が、補助金の交付を受けて補助対象事業を行おうとする場合、あらかじめ別に定める事前相談書を提出しなければならない。なお、耐震改修工事事業に係る事前相談書は、補助金の交付申請をしようとする前年度の8月31日までに提出しなければならない。

2 前項の事前相談書には、昭和56年5月31日以前に着工された建築物であることを証明するものとして次のいずれかを添付しなければならない。

- （1）建築確認通知書又は検査済証の写し
- （2）固定資産課税台帳登録証明書（家屋）の写し
- （3）建物の登記事項証明書の写し

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第3条に定める補助の対象事業（以下「補助事業」という。）に着手する前に、別に定める交付申請書に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に別に定める交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を通知する場合において、必要がある場合は当

該補助金について条件を付すことができる。

(着手の届出)

第 8 条 申請者は、補助事業に着手したときは、別に定める着手届に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 着手届は、補助金の交付の決定があった日から起算して 30 日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(地位の継承)

第 9 条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を継承することができる。

2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定の内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

3 申請者は、前 2 項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(中間検査)

第 10 条 市長は、必要と認めるときは、耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を実施することができる。なお、申請者は市長が指定する工程に達する以前において、別に定める中間検査申請書に中間検査を行う箇所が分かる図面を添えて、市長に中間検査の申請をしなければならない。

2 市長は、中間検査申請書を受理したときは、当該耐震改修工事が適切に実施されているかどうか、速やかに中間検査を行うものとする。

3 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に実施されていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に実施されるように申請者に指導する。この場合において、申請者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(補助事業の変更)

第 11 条 申請者は、補助事業の内容を変更し、補助金の額に変更を生じる場合は、補助事業の変更に着手する前に別に定める計画変更承認申請書と関係書類を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更がない場合には、変更内容が分かる書類を添付して、別に定める変更届を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の変更を決定した場合は、別に定める変更決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助事業の取下げ又は中止)

第 12 条 申請者は、補助事業の取下げ又は中止をしようとするときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の 1 月末日までに、別に定める事業取下げ（中止）届を提出しなければならない。

(遂行命令等)

第 13 条 市長は、必要があると認める場合は、申請者に対して事業の遂行に関して必要な指導、助言及び指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 市長は、申請者が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を行

っていないと認めた場合は、決定内容に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

3 市長は、申請者が前項の命令に違反した場合は、申請者に対して補助工事の一部の停止を命じることができる。

(完了実績報告等)

第14条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い期日までに、別に定める完了実績報告書と関係書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に掲げる完了実績報告書を受理した場合は、報告内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 申請者は、前条第2項による確定の通知を受けた日から起算して10日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、別に定める交付決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第4条の2各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(書類の保管)

第17条 申請者は、この事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(全体設計の承認)

第18条 申請者は、耐震改修工事事業が複数年度にわたる場合は、初年度の補助金交付申請前に当該事業に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、全体設計承認申請書を市長に提出しなければならない。また、当該事業に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 市長は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、毎年度補助金交付申請書を提出しなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る助成金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助の対象及び補助率

補助の対象		補助率（額）	
事業の区分	経費		
耐震診断事業	一戸建て非木造住宅耐震診断費補助事業	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と、130千円を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。
	一戸建て以外非木造住宅耐震診断費補助事業	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表2に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内で、かつ、1,200千円を限度とする額とする。
	建築物耐震診断費補助事業（ただし、耐震改修促進法第6条第1号及び同条第3号で示される建築物に限る）	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表2に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内で、かつ、1,200千円を限度とする額とする。
耐震改修設計事業	非木造住宅耐震改修設計費補助事業（マンション以外）	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と、延べ面積に1㎡当たり32,600円を乗じた額に3.5%乗じて得た額に263,000円を加算した額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内で、かつ、1,886千円（ただし、一戸建て住宅の場合は、289千円）を限度とする額とする。
	マンション耐震改修設計費補助事業	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と、延べ面積に1㎡当たり47,300円を乗じた額に3.0%乗じて得た額に263,000円を加算した額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内で、かつ、2,303千円を限度とする額とする。
	特定建築物耐震改修設計費補助事業	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と、延べ面積に1㎡当たり47,300円を乗じた額に3.0%乗じて得た額に263,000円を加算した額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内で、かつ、2,303千円を限度とする額とする。

耐震改修工事業	非木造住宅耐震改修工事費補助事業(マンション以外)	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費の23%と、延べ面積に1㎡当たり32,600円を乗じて得た額の23%に相当する額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内(ただし、収入分位40%以下の世帯の場合は、いずれか少ない額以内)で、かつ、11,247千円(ただし、一戸建て住宅の場合は、749千円)を限度とする額とする。
	マンション耐震改修工事費補助事業	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費の23%と、延べ面積に1㎡当たり47,300円を乗じて得た額の23%に相当する額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内(ただし、収入分位40%以下の世帯の場合は、いずれか少ない額以内)で、かつ、16,318千円を限度とする額とする。
	特定建築物耐震改修工事費補助事業	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費の23%と、延べ面積に1㎡当り47,300円を乗じて得た額の23%に相当する額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内で、かつ、16,318千円を限度とする額とする。
	緊急輸送道路沿道の住宅及び建築物の耐震改修工事費補助事業	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と、延べ面積にマンションを除く住宅は1㎡当り32,600円を、マンション及び建築物は1㎡当たり47,300円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内で、かつ、48,900千円(マンション及び建築物は70,950千円)を限度とする額とする。

- 備考 1 補助の対象となる住宅及び建築物は、いずれも旧基準により建築された現に使用しているものとする。
- 2 耐震改修工事業については、補助額と租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額(以下「控除額」という。)の合計額を助成額とし、助成額から控除額を差し引いた額を交付金額とする。

別表第2
基準額

延べ面積区分	基準額
面積1,000㎡以内の部分	面積に1㎡当たり2,000円を乗じて得た額
面積1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分	面積に1㎡当たり1,500円を乗じて得た額
面積2,000㎡を超える部分	面積に1㎡当たり1,000円を乗じて得た額